

これからさらにまた計算鑑定人制度とか文書提出命令とかいろんなものをやつていかないといふ命令といふものもござりますが、現在のじやないかという御意見もござりますが、現在のところはまだ意見がまとまっておりません。

いずれにせよ、今の御意見も踏まえまして今後ともよく検討してまいりたいと思つております。

○烟恵君 ぜひ今後も御検討いただきまして、さらには進めたいと思います。

今回は実質の損害額ということでおざいますけれども、それ以外にも侵害行為が特に悪質と認められるようなものに関しては、米国のように

裁判官の裁量で損害額の三倍まで請求できるといふような、できましたら、そのような仕組みも今後御検討の俎上にのせていただきたいと思います。

といいますのも、訴訟を起こして賠償までとぎつけますには、日本では膨大な時間とそして費用、とにかくコストがかかるわけでございます。せつかり特許法がこのように改正されましても、侵害された者が訴訟を起こす気になれないようでは知りません。

たしか工業所有権審議会の昨年末の答申の中に、敗訴者、裁判に負けた方の裁判費用負担といふことが盛り込まれていたように記憶しておりますけれども、今回それがこの法案の中に盛り込まれなかつたのはどういうことなのか、伺いたいと思います。

○政府委員(荒井寿光君) 今御指摘ございましたけれども、損害賠償請求を求める人がせつかり賠償額を取つても弁護士費用にみんないつてしまふということでは不十分なわけでございますので、せめて弁護士費用については敗訴者に負担させるべきだという御意見はございました。

しかしながら、そういう制度を導入すると訴訟の抑制につながるんじやないかというような御意見もございまして、今は導入すべきだという結論にはいかなかつたわけでございます。

○烟恵君 ぜひこの点につきましても今後も検討

を続けていただいて、侵害された者がきちんと訴訟を起こして、そしてきちんとした利益回復といふのができる実質的な仕組みというのをなるべく早く整備していただきたいと思います。

さて、費用もさることながら、日本のこの侵害行為の裁判裁判にとにかく時間がかかるというのはかなり以前から問題にされていることでござります。

何とかスピードアップをして、侵害得と言わわれています現在の知的財産権の現状につきまして、状況を打破していただきたい。

そのためには、やはり知的財産権問題に通じた弁護士の育成、そしてかかるべき人材の確保、これが必須だと思うんです。司法試験合格者を千人にふやすということを何つておるんですけれども、米国等と比べますと、グローバルスタンダードに達するにはまだまだ大分時間がかかるのでは知りません。

確かに思うんです。その司法試験合格者数を今後大幅にふやして、よりプロパテント政策に資するというような、そういう計画はありますのか。

また、現在の司法試験合格者の人数でプロパテント政策に関して支障はないのかということについて伺いたいと思います。

○説明員(河村博君) 御説明申し上げます。今後、規制緩和によります事後チエック型社会への移行、あるいは委員御指摘のよう社会の国際化、情報化、グローバル化等を初めといたしましてさまざまが生じてくるわけでございましょう。国民の司法に対するアクセスを容易にする、そして紛争を事前に防止いたしますとともに、国民の権利、利益に関する紛争を裁判によって適正迅速に解決するといったような、国家の基礎を支える司法の果たすべき役割はより一層重要なものになっていくと考えられるわけでございます。

法務省におきましては、このような観点から、法曹人口の大大幅な増加が必要であると考えております。

そのためには、司法試験合格者を増加しなければならないということです。まずこの

在のさまざまな指導態勢、人的、物的体制等のもとで速やかに増加させるということで、当面千人ということを考えております。そのための裁判所等の改正につきまして現在法務委員会で御審議を願つているところでございます。

法務省もいたしましても、これでおしまいといふわけではございませんで、千五百人程度ということは中期目標として考えてございまして、それにつきましても今後、裁判所でございますとか関係方面とも十分協議してまいる予定を組んでおります。

以上でございます。

○烟恵君 当面千人とおっしゃらずに、今後千五百人と言わずに、どうぞさらにもっと大台に乗せ百人と言わずに、どうぞさらにもっと大台に乗せた数も含めて早期の計画というのを表に出していただいて、私どもも支援させていただきたいと思ひますし、どうか中長期的な計画を国家ビジョンともに打ち出していくべきだと思います。

それから、もう一つ裁判の件なんですが、プロパテント、知的財産権の保護に特化した裁判所、例えば米国の連邦巡回控訴裁判所のようなものに匹敵する知的財産権裁判所のようなのを今後やはりつくる必要があるのではないかと思うんですけど、これでも、この点はいかがでございましょうか。

○説明員(河村博君) 委員が先ほど来御指摘のように、この知的財産権につきましてこれを適正に保護すると申しますか、そして手続を充実するなどいたしまして、適正迅速な処理の体制を固むることは非常に重要なことであろうと考えております。

アメリカにおきましては、特許の侵害訴訟、一審につきましては通常の裁判所でござりますけれども、控訴審を集中的に処理する巡回控訴裁判所というものが設けられていることは承知しております。

○國務大臣(堀内光雄君) 委員御指摘のように、我が国におきまして科学技術創造立国実現が緊密の課題となつてゐるわけであります。こういふ観点から知的財産権の重要性が非常に高まつております。

こうした状況を踏まえまして、平成九年五月に閣議決定されました「経済構造の変革と創造のための行動計画」、これにおきまして適切な知的財産権の保護の強化という方向性が打ち出されたわけであります。この考え方を沿いまして今回の法律の改正をお願いいたしているところでございま

いろいろな角度からの検討が必要であると考えておりますが、これを専門的に処理する体制を整備するということもそのための一つの方策になると考えております。我が国におきましては、制度的にはこどしの一月から施行されました新民事訴訟法におきまして、特許侵害訴訟等につきましては専門部が充実しております東京、大阪に競合して管轄を認めるという規定が設けられ、これが施行されています。何とかスピードアップをして、侵害得と言つて、状況を打破していただきたい。

そのためには、やはり知的財産権問題に通じた弁護士の育成、そしてかかるべき人材の確保、これが必須だと思うんです。司法試験合格者を千人にふやすということを考えております。

法務省もいたしましても、これでおしまいといふわけではありませんで、千五百人程度ということは中期目標として考えてございまして、それにつきましても今後、裁判所でございますとか関係方面とも十分協議してまいる予定を組んでおります。

そして、裁判所におきましては、今月から東京地方裁判所におきましては知的財産権を専門に扱うというふうな、そういう計画というのを表に出していただいて、私どもも支援させていただきたいと思ひますし、どうか中長期的な計画を国家ビジョンともに打ち出していくべきだと思います。

それから、もう一つ裁判の件なんですが、プロパテント、知的財産権の保護に特化した裁判所、例えば米国の連邦巡回控訴裁判所のようないくつかに匹敵する知的財産権裁判所のようなのを今後やはりつくる必要があるのではないかと思うんですけど、これでも、この点はいかがでございましょうか。

○説明員(河村博君) 委員が先ほど来御指摘のように、この知的財産権につきましてこれを適正に保護すると申しますか、そして手続を充実するなどいたしまして、適正迅速な処理の体制を固むことは非常に重要なことであろうと考えております。

そうした意味からも、商標の国際出願や登録を可能としますマドリッド国際条約、こちらへの早期加盟にもぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

とにかく、冒頭に申し上げましたようにボーダーレスな現代でございまして、やはり常にグローバルスタンダードを頭に置いていた上で各分野でございます。

○烟恵君 ぜひ今後とも検討していただきたいと思います。

とにかく、冒頭に申し上げましたようにボーダーレスな現代でございまして、やはり常にグローバルスタンダードを頭に置いていた上で各分野でございます。

○説明員(河村博君) 委員が先ほど来御指摘のように、この知的財産権につきましてこれを適正に保護すると申しますか、そして手続を充実するなどいたしまして、適正迅速な処理の体制を固むことは非常に重要なことであろうと考えております。

アメリカにおきましては、特許の侵害訴訟、一審につきましては通常の裁判所でござりますけれども、控訴審を集中的に処理する巡回控訴裁判所

というものが設けられていることは承知しております。

○國務大臣(堀内光雄君) 委員御指摘のように、我が国におきまして科学技術創造立国実現が緊密の課題となつてゐるわけであります。こういふ観点から知的財産権の重要性が非常に高まつております。

こうした状況を踏まえまして、平成九年五月に閣議決定されました「経済構造の変革と創造のための行動計画」、これにおきまして適切な知的財産権の保護の強化という方向性が打ち出されたわけであります。この考え方を沿いまして今回の法律の改正をお願いいたしているところでございま

したいと思います。

それから、これはちょっとと違った面から通産省の方にお伺いしたいと思うんです。

現在、日本テクノマートという組織がございまして、これは特許庁の関係かと思いますが、技術の流通、つまり技術を持つていてる主として会社、それを必要とする会社、企業相互間でそういう技術の流通といふものが行われるようになつてゐるわけであります。

私が白状しますと、この日本テクノマートをつくりますときに、おまえ理事長を兼務しろというので、大変苦労した覚えがございます。今はちょっとどういうふうになつていてるかわかりませんが、日本テクノマートのシステムというものと今回の手法というものは、これがやはりお互いに結びついていく必要があるのではないか、そんな気がしております。

日本テクノマートでは、技術についてのデータが十分豊富に即時に提供できるように、そういうふうな仕組みになつておるわけであります。また

そういう点で、これからどういう方向に自分の事業を開拓していくかと考えている人にとっては、その選択肢が非常に広いということであります。これは一方では、とにかく技術をたくさん持つて寝かせているというところもあるわけであります。そういった意味では全体として技術が十分に使われていくということは、テクノマートの組織を通じて大変に活発に行われるであろうということを考えますと、その線に乗つて大学からの技術が流れていくことは大変有効であろうといふふうに思ひます。

テクノマートの組織と今度法律でつくられるTSHの組織と、お互いの相互の関係といいますか、そういう点についてひとつお考えをいただきたいと思うのですが、これは通産省の方にお願いします。

○政府委員(江崎裕君)

今先生御指摘の財団法人

企業間あるいは地域間の技術の交流ですとか、そ

れから技術移転を促進するための技術情報の提供ですかあるいは商談会、あるいは特許流通アドバイザー派遣制度といったようなことをやつております。

一方、この法案で考えておりますのは、大学の研究成果に着目いたしまして、これを大学からで、このTSHがその橋渡しをするということをございまして、知的財産権の管理とか流通面から個々の企業への技術移転の促進を図るということです。

それで、御指摘のとおり、大学から産業界への効率的な技術移転を図るということのために、このテクノマートと今回の事業というものが連携をとるということは非常に有効だというふうに私はもも考えております。

例えば、具体的には大学とかTSHに、テクノマートがやつております特許流通アドバイザー派遣制度というものがございますが、こういったところの方を大いに活用するということを考えております。それから、今委員のおつしやつたテクノマートのつくっている技術のデータベースにTSHが大いに協力をいたしまして、TSHの所有しております特許をデータベースの中に入れまして、企業の方々の便に供するというようなことを考えております。こういったことを通じまして両者の連携を図りまして、技術移転の促進をさらに推し進めたいというふうに考えているところでございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

この問題については最後になりますが、結局このシステムがうまく作動するためにはTSHといふものがうまく動かないといけないのじゃないかと思うんですけども、そこにどういうふうに入材を集めると、結局はこれ私は人の問題になると思うんですが、大臣、その辺いかがでございましょうか。

○國務大臣(堀内光雄君)

委員の御指摘のとおり、大学からの技術移転事業というものを成功さ

せるためには、事業の目的に見合った人材というものが確保できなければだめだというふうに思ひます。

具体的には、技術の内容をよく把握しまして、同時に市場性の観点からもその技術が評価できる、あるいはマーケティングを行なう能力がありますが、現時点では我が国では必ずしもこういう人材は十分ではないというふうに思つております。

そういう意味で、当面は、企業の知的財産管理部門のOBのようの方、あるいは弁理士の方々、こういった方々を活用するということが一つでござります。同時に、実際に発明を行つた大学の教授がその移転先の民間事業者に対しての指導あるいは技術評価を行なうなどという協力をお願ひするというようなことも出てくると思ひます。

そういう意味で、通産省いたしましては、特許庁において今推進をいたしております特許流通アドバイザー派遣制度がございまして、これを活用してまいりたい。また、この法案に基づく技術移転事業に関する情報提供を行うことがその業務に入っておりますが、こういう予算を通じて情報提供を行つて一般的に社会的にこの事業を認知していただけ、そしてその結果、こういう人材の育成や、あるいは入つていただく環境づくりを進めてまいりたいというふうに思つてはいるところでございます。

○小島慶三君 ありがとうございます。

この問題については最後になりますが、結局この技術創造立国ということを大臣もおっしゃいました。

それで次に、特許の問題の方に移りたいと思います。

技術創造立国ということを大臣もおっしゃいました。

したけれども、まさにそういうことが日本のこれからの中でも、まさにそういうことが日本のこれからの使命だと思います。それで、そのためにはやはり知的財産権と申しますか、それについての保護が十分に行われるということがもう絶対に必要なだけ緩和されるか、その辺について最初にお伺いをしたいと思います。

○政府委員(荒井寿光君)

今回、法律改正をして

いただければ損害賠償についてかなり改善してい

くんではないかと思つておりますが、その際、具

体的に裁判所でどのような運用がなされるかとい

うことは非常に大事な点でございますので、今回

の立法の趣旨をよく裁判関係の方、弁護士の方、

企業の方に周知徹底してしっかりした損害賠償の制度ができ上がりつぱり運用してまいります。

○小島慶三君 時間が参りましたので最後の質問になりますが、特許庁は膨大な審査案件を現在で抱えておられる。このスピードアップにはかな

に、科学技術創造立国の実現には知的財産権の重要性が非常に高まつてきているわけでございます。こういう中で、我が国における損害賠償額は、ライセンス料相当額にとどまつてゐるケースが今まで多いわけでありまして、知的財産権の権利行使が十分確保されていないというのが現状でございます。それが研究開発へのインセンティブを損ねてゐるという指摘がござりますので、今回の改正案によりまして損害賠償制度の見直しを行つて、知的財産権の保護強化を図つていこうということです。

今度の法律改正によりまして、知的財産権が適切に保護され、我が国における創造的技術の開発を図つていこうということです。

そこで、ちょっと気になることなんですが、この改正の法律案の場合ですと損害賠償の認定について裁判官の裁量の範囲が非常に広いといふふうに思ひますが、この辺については運用上どういうふうに欠点を修正していくか、これは実際の運用の問題になると思うんですね。

そこで、ちょっと気になることなんですが、この辺については運用上どういうふうに欠点を修正していくか、これは実際の運用の問題になると思うんですね。

○政府委員(荒井寿光君) 今回、法律改正をしていただければ損害賠償についてかなり改善していくと思つておりますが、その際、具體的に裁判所でどのような運用がなされるかといふことは非常に大事な点でございますので、今回の立法の趣旨をよく裁判関係の方、弁護士の方、企業の方に周知徹底してしっかりした損害賠償の制度ができ上がりつぱり運用してまいります。

り苦心されておられると思うんですけれども、今回の法律改正でこの後のスピードアップについてはどういうふうにお考えになつておられるか、これをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) 御指摘のとおりに、この知的財産権の研究成果に早期に権利設定を行い保護していくことが非常に重要なことでございますし、これがまた新規産業の創出だと大競争時代への対応という観点から大変重要な要素になってくると考えております。

(委員長退席、理事査掛哲男君着席)

特許の審査期間は、現状では二十二ヶ月かかっているのであります。これを二〇〇〇年には十二ヶ月に短縮する、二〇〇五年には世界一早い権利付与まで短縮するということを大きな目標として、ペーパーレス計画の推進だとかアウトソーシングの問題などの活用も含めて総合的な施策を強力に今推進しておりますので、御期待にこたえられるよう対応ができると思っております。

○小島慶三君 これで終わります。大臣、どうもありがとうございました。

○平田健二君 特許二法の質問に入る前に、十七日に堀内大臣が記者会見をされました。その内容についてちょっとお伺いたいと思います。大臣は十七日、民間金融機関の貸し済り対策として中小企業金融公庫等の法律を改正して、中小企業の定義を見直し現行より中小企業の枠を拡大し融資の対象を拡大する、こういう記者会見をされました。

私は大賛成でございまして、現下の情勢にかんがみてぜひこういったことを実行してほしい。問題は時期なんです。やはりこういう時期ですから早く法案を提出していただきたい。大臣、ぜひ今国会中に法案を提出していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(堀内光雄君) 貸し済りの問題は非常に現在でも厳しい状態が進んでおりまして、特に民間金融機関からの貸し済りというのは相変わら

ず、改善されたとはいながら厳しい状態であります。そういう意味で、民間金融機関から締め出された中小企業の方々で、政府系金融機関の窓口に来たいんですが、その資格を満たさないために来られない方がいらっしゃいます。

という方は、現在資本金が小売業あるいはサービス業では一千万円以下ということになつております。現在では株式会社では資本金の一番最低が一千万でありますから、それ以下ということになつりますと、一般的な株式会社ではもう不可能という人が多いわけで、そういう意味で窓口に来られない方がいっぱいあるわけございます。

そういう意味で、政府系金融機関の融資対象にならない企業が存在しているもの解消しようとすること、現行の中小企業金融公庫などの融資対象基準であります卸売業においては資本金三千万円以下、小売・サービス業では一千万円以下といふことになつております基準を見直して、これら

の基準を例えれば、それぞれ、卸売業では七千万円以下あるいはサービス・小売業におきましては五千万円以下といふように上限を上げまして、可能な限り融資対象を拡大してまいりたいというふうに思つております。これは直ちに行わないことに思つております。これは直ちに行わないことは効果がございませんので、今国会に必要な法律案を提出させていただこうと考へて取り組んでい

るところでございます。

○平田健二君 ゼひひとつ今国会中に提出をしていただきたい、重ねてお願いをしておきます。

それでは、特許法についてお伺いいたします。時間も限られていますので、簡潔にお答えをいた

だときたいと思います。

まず、先ほどもございましたが、権利者の保護の強化についてちょっとお尋ねいたします。

特許が侵害されると権利者がもらう賠償金が、従来の制度ですと正規のライセンス料相当の金額から相当少ない額しか賠償されなかつたわけですけれども、今回の改正では正規のライセンス料の相

○%賠償されるということですけれども、やつぱりちょっと不十分だというふうに思われます。一つは、販売数量の証明の問題ですが、これは数量の証明だけに立証責任が軽減されていますが、被害の数を一〇〇%立証できません。本当に一〇〇%、これだけですべてですと、こういふのがなかなか立証が難しいです。ですから一〇〇%立証はされない、こういうことがあります。

(理事査掛哲男君退席、委員長着席)

それから二つ目の問題としては、数量を算定するには権利者に大変な労力とコストがかかるわけです。今回のこの制度では、そうした企業の防衛努力が考慮されていない。数量を一〇〇%確定するには権利者保護の強化という観点から、最大で一〇〇%までということではなくて、一二〇とか一五〇ぐらいまで賠償額の上限を上げないと権利者の保護にはならないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(荒井寿光君) 特許の特質からいきますと、目に見えないものでござりますから侵害されたときにどれだけ相手に侵害されたかわからぬというような特質がござりますので、御指摘のよう、特許権の侵害に対する損害賠償額は、立証されたものよりも多く認めてそれで初めて公平になるんじゃないかという強い御意見がございます。しかし、一方、損害賠償額の認定というものは、証明された実際の損害の範囲内で行われるというような議論もございまして、今までのところはまだいろんな議論がまとまつてないわけですが、お話を踏まえまして今後さらに検討してまいりたいと思います。

○平田健二君 先ほどもお話をございました、知的所有権をめぐる我が国の国際戦略といいますか、こういったものについて大臣にちょっとお尋ねをいたします。

二十一世紀を生き抜くためには、通産省の産業構造審議会で言われていますように、知的創造立国として生きていくことが重要だと、私もそう思っています。その際、知的所有権の持つ意義は極めて重いと思いますし、日本の発明あるいは技術が世界で正しく保護される、正当に評価されるということは大変重要なことだと私は思つております。

知識的権利をめぐる世界基準づくりや国際出願制度の整備に向けて、日本が世界に働きかけていくことは極めて重要なことだと思います。しかし、先ほどもございました、商標のマドリッド条約に積極的に調印の方向に向けて、日本が世界に働きかけていくことを思つておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のとお

る無効審判の迅速化等工夫されておるもの、大きな前進とは必ずしも言えないと私は思つてます。工業所有権審議会の答申には、文書提出命令の充実、あるいは計算鑑定人制度の導入等、極めて具体的な制度も検討されているようなんですね。それでも、もつと抜本的な対策が必要ではないかと思つておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(荒井寿光君) ただいま御指摘ございましたが、損害賠償をしっかりと取れるようにして権利者が守られる、それによって技術開発が進むということが私どもの考え方でございます。今回の法律改正は、従来に比べたらかなり変わった方向へ進もう、前へ進もうということをございますが、なお不十分じゃないかという御指摘につきましては、私どもとしても今後ともさらによく社会の実態、企業の様子、そういうものを踏まえましていろいろな制度について検討してまいりたいと思います。

○平田健二君 先ほどもお話をございました、知的所有権をめぐる世界基準づくりや国際出願制度の整備に向けて、日本が世界に働きかけていくことは極めて重要なことだと思います。しかし、我が国はまだ調印していない。先ほど大臣から

まされたけれども、知識的権利政策について我が国が国際的な対応におくれがあるんではないかと私は思つておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(堀内光雄君) 委員の御指摘のとお

り、科学技術創造立国の実現を目指す我が国にとりましては、知的財産権制度の国際調和などは非常に重要な課題であると考えております。

こういう認識のもとに、商標の面でも国際登録制度でありますところのマドリッド・プロトコルにつきましては、我が国の出願人にとって有用な制度であると考えておりますので、その加盟に向けて検討を進めているところでございます。制度上の整備を国内的にもしていかなければならぬ問題がございますので、そういう点を一日も早く整備をして加盟に取り組みたいというふうに考えております。そういう意味で積極的な取り組みをいたしております。

○平田健二君 次に、大学の技術移転についてお尋ねをいたします。TLOの採算見込みについてお伺いをいたします。

現在通産省が行つております特許を収入源とする組織ということでは、基盤技術研究促進センターというのがございます。これは、過去十三年間、二千三百八十八億円の出資しながら特許の収入は一%以下、十九億円しかないんです。全国にTLOが幾つもできるようですが、この程度のTLOの規模で収支が大丈夫なのかどうか。先ほど言いましたように、技術研究促進センターも一千三百八十八億円の出資をして十九億円の収入です。このTLOは採算がとれるのかどうか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(江崎格君) TLOの採算の問題でござりますけれども、TLOは技術移転先企業からのライセンス収入というものを主たる収入源にするわけでございますが、移転先の企業におきましてその事業が成功して初めてライセンス収入が入つてくるということでございますから、TLOの立場から見ますと立ち上がり期間においては収入が安定しないということで、その意味で事業の本格化までの懐妊期間が長いということが予想されると思います。したがいまして、この法案に基づきまして、こうした立ち上がり期間におきまして、助成金の交付ですかあるいは債務保証など

を通じまして支援措置をしよう、そういうことによりまして立ち上がり期間の不安定さを解消しようとすることです。

今、基盤センターのお話が出ましたが、基盤センターの場合はみずから資金を投じて試験研究をするということをやつておられるわけでございます。私どもが今回考えておりますTLOは、みずからは試験研究をするではなくて、大学等において将来事業化できそうだ見込みのありそうな技術を評価しまして、それを特許権化して譲り渡すということでございますので、研究をするということを伴つておりますので、その分のリスクは相当軽減される。したがいまして、基盤センターとそれが非常に違つんではないかというふうに私ども考えております。

○平田健二君 このTLOという組織には弁理士だとかそういう人が専従で、専門にいるんじやないんですか。どうなんですか。

○政府委員(江崎格君) 人材としては弁理士ですか、先ほど大臣からも出ましたけれども、企業の知的財産の管理部門にいたOBの方とか、そういった方が何人かそこに職員として働くということを想定しております。

○平田健二君 そういう方の人事費とかいうのはどうなるんですか。このTLOで負担するんじゃないですか。

○政府委員(江崎格君) 御指摘のとおりでございます。まして、もちろんそういう方の人事費を含めた経費は、TLOが譲り渡した事業から上がつてくるライセンス収入で賄うということをございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、研究そのものをTLOがやるわけではないわけでありまして、つまり大学等において行われた研究の成果で事業化に成功しそうなものを見逃して、それを譲り受け特許権化して、それを企業に譲り渡すということでおざいますから、自分自身が研究するわけではないわけですから、そここのリスクは相當違うと思つております。

○平田健二君 私が理解できないのか、ちょっとよくわかりませんが、また次に聞きます。

次に、産学連携のあり方についてお伺いしたいんですが、通産省内に今、大学等連携推進室ができておりまして、三年たっております。この間、通産省の産業構造審議会答申などを見ても、どんどん連携をしよう、こう言つておるわけですね。でも、現実には産学が連携した大学の姿あるいは教室の姿というものがなかなか具体的に見えきません。連携を推し進めようとする通産省が、あるべき産学連携の姿、企業と協力した大学の教室の姿を示す必要があるんではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(江崎格君) 私ども、日本の経済構造改革を進める上で、新規産業の創出とかあるいは産業の技術の向上による既存産業の高度化というの非常に重要だというふうに思つております。そのための手段として大学との研究の共同化といいますか、大学等の研究成果を産業界で生かしていくということが非常に大事だというふうに思つてゐるわけでございます。

その際、もちろん、大学における研究者の自由闊達な発想ですか、あるいは研究意欲の源泉となるべきもの的基本として、つまり学術研究の特性ということを十分配慮しながら進めるということは非常に大事だと思っております。

こうしたことの具体的な進め方として、平成八年に科学技術基本計画というのが決められておりました。また平成九年には「経済構造の変革と創造のための行動計画」というのが決められておりますけれども、こういった中で産学連携を促進するための具体的な進め方について述べられているわけでございます。

こうしたものに基づきまして、今後とも文部省の研究ボテンシャルというのにやはり期待が大きくなされているわけでございます。この大学の研究ボテンシャルというものをどう高めていくかということによって、今回の法案で御提示申し上げておられるようすぐれた発明というものがどの程度生まれ出されるかというのも左右されるわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、先生今御指摘の研究費の問題もござりますし、あるいは大学の施設というようなこともござりますし、それらをくるめまして、わゆる研究条件をどう高めるかとくらべてさらに明らかにしていくようにしたいといふふうに思つておるところでございます。

○平田健二君 最後に、大学の研究費について文部省にお伺いいたします。

例えば、トヨタ自動車の年間の研究費、これは五千四百六十億円、松下電器四千三百四十九億円。一方、平成九年度の国立学校特別会計の予算、これは六千三百七十四億円。日本の主要企業の研究費と国全体の学校の研究費がほぼ同じぐらい、同程度ということです。どちらが多いか少ないかという基準はわかりません。しかし、一企業の研究費と国全体の学校の研究費が大体同じという程度では、幾ら大学で研究といつてもこれはちよつと予算が少な過ぎませんかというふうに思つています。これは年々下がっていますね。

大学の国立学校特別会計の予算規模が年々少なくなつておるような気がするんですが、大学の研究予算の拡大については文部省はどう考えていますか。

大学の国立学校特別会計の予算規模が年々少ないことが、大学の研究費が少ないとあるわけでもございまして、これをもつとふやすべきであるということがございます。それが先ほど来話題になつております科学技術基本計画にもつながつておられます。

○政府委員(雨宮忠君) 今先生御指摘のように、諸外国と比べまして日本の科学技術関係の投資の一つの特徴いたしまして、民間企業の投資に比べて政府関係の投資が少ないというのもあるわけでもございまして、これをもつとふやすべきであるということがございます。それが先ほど来話題になつております科学技術基本計画にもつながつておられます。

政府全体の科学技術関係投資のうちの四〇%余りが文部省関係でございまして、そのゆえに大学の研究ボテンシャルというのにやはり期待が大きくなされているわけでございます。この大学の研究ボテンシャルというものをどう高めていくかということによって、今回の法案で御提示申し上げておられるようすぐれた発明というものがどの程度生まれ出されるかというのも左右されるわけでございます。

ざいます。具体的には、今先生、国立学校特別会計のことをおつしやいましたけれども、それ以外にも例えば科学研究費補助金というのがございまして、これは国公私立大学共通でございます。国立大学だけの研究費ではございません。これにつきましては、例えば今年度、十年度におきましては一千七十九億円という数字でございまして、対前年度五%余りの増ということです。したがいまして、いろいろな手段を講じまして、研究条件あるいは研究基盤を高めるということにつきまして今後とも努力してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○平田健二君 終わります。ありがとうございます。

○加藤修一君 公明の加藤修一でございます。

まず最初に大臣にお願いしたいわけでありますけれども、技術開発、技術移転の視点からお願いしたいと思います。

昨年の京都会議で法的拘束力を伴う議定書がお互い約束されたというわけでありますけれども、温暖化防止技術開発に向けたそういったことについて政府は本腰を入れておりますと、そういうシグナルをやはり企業に対しても与える必要が非常に重要ではないかと思っているわけなんです。

通産省が今国会におきまして提出していきます省エネ法改正案、それから環境庁が現在準備中であります地球温暖化対策推進法案、これが車の高輸入つてある事柄、あるいは報道なんかで言われている事柄についてはその辺の関係が必ずしもしっかりと取り組むことが非常に重要である。今後、環境省が出してくる法案について、その辺を含めてどのようにして温暖化防止に取り組んでいく決意であるのか、お伺いしたいと思います。

うか。
○政府委員(並木徹君) 委員御指摘の、産業界に技術開発を含めて対策のシケナルを発してということでござりますけれども、今現在関係審議会等々を通産省の中ににおいて進めておりますので、そういう方向につきまして具体的に検討してまいりたい、このように考えておるところでござります。
それから、ダイオキシンの件につきましての資料の関係でござりますけれども、委員会の御指示等を踏まえましてそのように今後対応を検討してまいりたい、このように考えておるところでござります。
○委員長(吉村剛太郎君) 要求されました資料につきましては、後刻理事会で協議したいと思います。
○加藤修一君 次に、コンピューターのソフトウェアの開発の関係です。
要するに、開発言語の適応を社会的に考えていかなくちゃいけない、あるいは技術移転といったことも十分なされることが重要であると私は考えています。いわゆるデファクトスタンダードになるような開発言語を日本が開発できればいいんで、言うことはないわけでありますけれども、日本はこの面で非常にくれている。
情報産業に係るこれらの開発言語だけじゃなくして、言語に係る教育に関して効果的に取り組むのも非常に大切だと私は認識しているわけです。その辺は非常に情報化にとって大切である。前回これに關して取り上げておるわけでありますけれども、そのときの答弁を考えておきますと、常に見直しをする必要がある。すなわち、それは何に關してかといいますと、情報処理技術者試験の

内容について常に見直しをする必要があるといふことなんですか。されども、この常にといふ時間的な感覚についてはどういふうにとらえていらっしゃいますか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 情報処理技術者試験は、先生にも前回御指摘賜りましたように、技術の進歩あるいは産業構造の変化に応じて見直していく必要がある。世の中の動きに応じて見直していく必要がある。どうふうに考えております。これは昭和四十四年に制度がてきておるわけでござりますけれども、私どもこれまで平成六年、平成九年と見直しを行つてまいりました。そういう意味で、やはり最初に申し上げました技術の進歩や産業構造の変化をよく見きわめながらやつていくということが大事だと思います。

他方、この試験は情報処理の現場の技術者育成するという面がございます。それゆえに今、年間五十万人に受験をしていただいているというようなことでござります。また、こういう試験を一つの基準にしまして、そして専門学校等でもカリキュラムを組んで勉強していただいているというようなこともあります。そういう多くの人が勉強をして準備をして、そして試験を受けられるようなそういう一定の期間というのもまた必要になつてくるわけで、その辺をよく見ながら見直すやついくというのが大事なことではないかと、いうふうに考えております。

○加藤修一君 常に見直しあるいは技術の進歩に対応してやつていかなければいけないという答弁が前回あつたわけですが、二、三年に一度ぐらいの見直しは私は必要だと思いますが、その辺についてははどういうお考えをお持ちでしようか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 試験問題を毎年つくるわけでございますが、そのときは当然のことですいいのかどうかというようなことは試験委員の方に議論をしていただいているわけでござります。そして、どうしてもやっぱり試験区分がお

かしいとかいうようなことになりますと試験区分の変更ということが出てくるわけでございます。

そういった意味で、私どもは常に状況の変化を把握しながら見直しを行つて、そしてその結果必要な制度の改革もやつていて、そういうふうに考えている次第でございます。

○加藤修一君 よろしくお願ひしたいと思います。

前回、ソフト開発企業が使用している開発言語の実態把握については、情報収集さらにその分析を行つて、資料を提出していただきたい

○政府委員(広瀬勝貞君) かしこまりました。

○加藤修一君 それから、技術移転という点も含めると私は思うんですが、別な話になりますけれども、例えばコンピューターの関係で二〇〇〇年問題の危機的な状況についてどういうふうに官

年問題に対する対応をしておりました。そこで、この二〇〇〇年問題に對する対応を調査して議会に報告している。日本の省庁もその

必要があるのではないかと私は考えますけれども、総務厅、この辺はどういうふうに考えておりますか。

○政府委員(広瀬勝貞君) 民間の企業に対する対応という御質問でございますので、私の方からまづお答えをさせていただきます。

二〇〇〇年問題につきましては、かねてより私は

とても大変重要な問題だというように考えております。

して、企業に対しましていろいろ啓発活動を行つてしております。平成八年の夏に企業を調査いたしましたところ、二〇〇〇年問題について認識があ

あるというふうに答えた経営者の数はわずか七%

でございましたけれども、平成九年の夏に調査をいたしましたたら、おかげさまでこれが六二%に上

がつております。そういうことで、P.R.の効果等も出てきておるのかなとうふうに考えており

ます。

あわせまして、措置をとつてくれと言つただけで

はいけませんので、低利融資とか債務保証とかあ

るは税制上の措置といったようなことを準備い

たしまして、この二〇〇〇年問題に對応するため

に必要な資金あるいは新しい設備の買いかえと

いったようなことについて、それをしやすいよう

な支援策を講じているといふところでございま

す。

どういう措置をとつたかということについての

情報公開といったようなことも内部ではいろいろ

議論をしておりますけれども、これについては今

特段に私ども対策を考えておるわけではございま

せん。

情報公開といつたようなことも内部ではいろいろ

議論をしておりますけれども、これについては今

特段に私ども対策を考えておるわけではございま

せん。

○説明員(藤井昭夫君) いわゆるコンピューター

西暦二〇〇〇年問題に対する国の行政情報システムの取り組み状況と、それと国会への御報告についてのお尋ねの件でございますが、これにつきま

す。

○説明員(藤井昭夫君) いわゆるコンピューター

西暦二〇〇〇年問題に対する国の行政情報システ

ムの取り組み状況と、それと国会への御報告につ

いてのお尋ねの件でございますが、これにつきま

内部管理的なものも相当あるわけでございますが、今回はそういうものは調査していない。それ以外に、いろいろ給付関係の事務に使つていてシステムがございます。それから、先ほど例示したかと思いますけれども、航空管制等、非常に安全にかかわりの深い事務に使っているものがござります。こういった後者のものについては、一たん問題があると大変国民生活、安全に深刻な影響があるということです、そういうものを緊急に今回調査したところでございます。

それから予算措置等についてございますか
今回の調査におきましては、予算措置についてま
では調査しておりません。しかしながら、日ごろ
私ども担当者と情報交換はしておりますのですが、そ
ういう中では、各省庁とも限られた予算のやりく
りやあるいはシステム更新の機会をとらえて取り組
みに適切に努力しておられるというふうにお聞

○加藤修一君 この二〇〇〇年問題について私が質問して答弁が返ってくる中身というのは、大体対応が大丈夫だという答弁が非常に多いようですが、印象として受けているわけですけれども、國民を安心させる説明と証拠を提示してほしいと思います。

○説明員（藤林昭夫君） 私の方からお答えするのが適切かどうかの問題はありますが、先ほど申し上げましたように、この問題については、官民、地方公共団体を含めて適切に対応するために政府部内に連絡会議が設置されているところでござります。そういうふたよな場において、今先生の御指摘も踏まえて適切に対応するということを中心上げて推進していきたいと思います。

○加藤修一君 UNIXが抱える時間爆弾といふことがあります。米国のAT&T社が開発したパソコンからスーパーコンピューターまで、特にワークステーションの関係ですけれども、そこで

使われているOS、「二〇一七年ぐらいに時限爆弾
が爆発する話になつております。その辺について
の対応も含めて私は二〇〇〇年問題を考えていか
なきやいらないというふうに理解しておりますの
で、その辺十分よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、法案の話に直接入ってまいります。大学等の関係ですけれども、法案の第三条に技術移転事業の実施指針を定めることになつております。

ますか。一番目として事業の推進に関する基本的方向、二番目として事業実施者の要件、三番目として事業の内容、実施方法、四番目として配慮すべき事項、これら、次第に書くところです。これは

べき事項 こうしんじようとして書いてあります。これ非常に本法案の重要な部分だと思うんです。中身が書いてないんです。中身がわからないんです。こうして内容からかぎり法案に明文化する必要

あるんですね。この辺についてはどこまで考へておられるのですか。

○政府委員(江崎裕君) 今御指摘の実施する者のなか。例えば、事業実施者の要件はどういう中身になりますか。

要件ということですが、例えば法人組織でなきやいけないとか、そういうようなことが中心になると思ひますけれども、主として組織形態の問題に

ついて言及するということにならうかと思いま
す。

たいんです。第一点から第四点の配慮すべき事項なんかについても、あの法案を見る限りにおいては非常にわかりづらい。これに関連する資料とか

項目とか、そういうものをちょっと出してほしいんです。

ざいますが、これは今後所要のプロセスを経まして、文部省と御相談いたしまして定めるということになるわけでございますけれども、現時点で検

討しております主な点を申し上げます。

関する目的、必要性あるいは現在の社会的な背景と、はつたはうなこと、触れると、はうことにならう

かと思います。
それから二番目の要件、これは先ほど申し上げ

ましたように、主として組織形態の問題が中心にならうかと思います。

法の問題でござりますけれども、これは、こうして移転事業に必要とされる一連の業務。具体的に申し上げますと、企業化し得る研究成果の発掘、

あるいは評価、選別の問題。それから一番目としては、研究成果に関する技術情報の提供の問題。それから三番目としまして、民間事業者へのライセンスの問題。しかし、四番目で、毛並木年

セシングの問題、それから四番目に、実施料等
収入の配分あるいは大学への還流の問題。そう
いったことが中心にならうかと思います。
それから、記算すべき事項でございまして、

それが、西脇すなぎ事項でござりますけれども、これは二つございまして、一つは学術研究の特性ということで、研究者の自主性の尊重、あるは教育と研究の一本的な進歩、こういったこと

いも教育と研究の一使命をお送りいたがと
が中心になるわけでございます。つまり、この移
転事業の実施が、今申し上げましたような研究者
の自主性の問題とかあるはは教育と研究の一本化

に支障を及ぼさないように配慮しなきやいけないということだと思います。それからもう一つの点が、中小企業者への配慮ということも触れる必要

があるというふうに思つております。
大体そんなことを中心に今検討しているところ
でござります。

○加藤修一君 今配分の話、実施方法の中で配分の話というのはロイヤルティーの話になりますか。配分とおっしゃっていましたね。

○政府委員(江崎格君) これは、T L O が特許権化したものを実施させる企業にそれを譲り渡すわけです。そのときに契約を結びまして、それでう

まくいきますとそこからライセンス収入が上がってくるわけですけれども、その得た収入をどのように配分するか。具体的には、TLO自身がどうぐらいのそれを取るか、それから研究者自身がどの

ぐらい取るか、それからその研究者の所属する大学がどのくらい取るかという問題でございます。
○加藤修一君 今の配分の話ですけれども、アメリカのスタンフォード大学の場合は、ロイヤルティーの扱いについては、TLOに大体一五%入る、残り八五%を発明者、学部、大学に均等配分しているということです。
自分の研究成果が技術移転されることによって自分にも研究費がふえてくるような形になるとか、あるいは大学、学部に対してもそれが反映されるということになれば、ある程度事業の公共性というものが出てくるわけですから、この辺のロイヤルティーの配分の具体的な数字というのは大体どういうふうにお考えですか。
○政府委員(江崎格君) この指針におきまして配分の具体的な数字まで触れるということは現在想定をしておりませんけれども、この事業そのものが大学の研究活動の支援にもなるということが大目的でございますので、TLO自身が収入をうんと上げるとということよりも、大学と企業との橋渡し役の機能を果たすということでございますので、今おつしやられたような事例も参考にいたしまして、大学における研究資金の充実といいますかあるいは研究者自身の研究資金の充実、こういったことに十分寄与するような方向で実施指針を定めたい、このように考えております。

ただ、研究者、大学の教官等が、こういう問題について、インセンティブがかかるような形で、何らかの形で積極的に参画できる方法がないもの

かというふうに考へておるわけですか。それでは、大臣にお願いしたいん
部省、これはどういうふうにお考へでしようか。

○政府委員(兩宮忠君) T.L.O.の役員であります
とかあるいはそれに関連する企業の役員として経
営参加するということに際して、国立大学の教員
がその身分を保有したまま兼職することについて
どうか、こういうお尋ねでございますが、それに
ついてお答えする前に、現在どこまで認められて
いるかということをまずお答えしたいと思うわけ
でございます。

昨年の四月から兼業許可の基準を緩和いたしま
して、国立大学の教員が當利企業におきます研究
開発に従事したりあるいは研究開発に関する技術
指導に従事するということにつきまして許可し得
るというようになつました。また、これまで、
許可は何件以内でありますとか、あるいは一週間
当たり何時間以内でなければならぬといふよう
な基準を定めていたわけでございますが、これを
撤廃いたわけでございます。

その結果、勤務時間外でございますけれども、
国立大学の教員等が企業での技術指導あるいは研
究開発を行うために兼業をすることとの許可
件数を見てまいりますと、昨年の四月から二ヶ月
まで約一千件の許可が行われている、こういう実
態でございます。

それから、T.L.O.とのかかわりでございますが、
今申しました技術指導やら研究開発従事といふこ
とに関連してさまざまなものコンサルティングをT.L.
O.に対して行うと、このままである立場
で、それは可能であるわけでございます。
さらに進んで、では役員はどうかということ
でございまして、技術の目つきといふような立場
で役員になつてもいいかという御論議も
あるわけでございます。これにつきましては、公
務員の立場からくるさまざまな規制との関連を見
ながらでございますけれども、十分検討してまい
たいというふうに考へておるところでございます。

○加藤修一君 それでは、大臣にお願いしたいん
ではないかと思うんですけれども、この運営に求め
るかといふことをまずお答えしたいと思うわけ
でございます。

昨年の四月から兼業許可の基準を緩和いたしま
して、国立大学の教員が當利企業におきます研究
開発に従事したりあるいは研究開発に関する技術
指導に従事するということにつきまして許可し得
るといふようにいたしました。また、これまで、
許可は何件以内でありますとか、あるいは一週間
当たり何時間以内でなければならぬといふよう
な基準を定めていたわけでございますが、これを
撤廃いたわけでございます。

その結果、勤務時間外でございますけれども、
国立大学の教員等が企業での技術指導あるいは研
究開発を行うために兼業をすることとの許可
件数を見てまいりますと、昨年の四月から二ヶ月
まで約一千件の許可が行われている、こういう実
態でございます。

それから、T.L.O.とのかかわりでございますが、
今申しました技術指導やら研究開発従事といふこ
とに関連してさまざまなものコンサルティングをT.L.
O.に対して行うと、このままである立場
で、それは可能であるわけでございます。
さらに進んで、では役員はどうかといふこと
でございまして、技術の目つきといふような立場
で役員になつてもいいかという御論議も
あるわけでございます。

○國務大臣(堀内光雄君) 先ほどもお答えを申し
上げたのですが、このT.L.O.の場合には人材を得
るを得ないかということが一番ポイントになって
くると思います。この事業の内容としては、もち
ろん教授が来て基本的な問題に取り組めるわけで
すが、委員の御指摘のとおり、技術の内容を評価
したり、マーケティングが行え、しかもそれが
有利に販売できるかどうかとか、あるいは現時点
においてこれらの有用性があるかとか、いろんな
面での管理能力のある人間を持ってまいらない
ところの成功というのではなくいかと

するとかいうことは、まず最初のとおりあえずのス
タートの問題でございまして、しっかりととした人
材を育成していかなければならないというふうに
思っております。

そういう意味で、通産省としても、今までのア
ラウンドな人材といふのは、単なる特許の事務手続に
精通した弁理士、そういった人材ではないように
私は理解しているんです。

要するに、研究成果をどう評価するとかあるい
は特許等のマーケティング、あるいはこの機構の
運営資金の確保、あるいは広範多岐な分野に十分
対応できる、あるいは技術とそのマーケティング
に通じた、今答弁がございましたけれども、いわ
ゆる技術の目つき、マーケットファインディング
ができる、そういうったスペシャリストが私は必要
だと思うんです。

先ほど小島委員からも日本テクノマートの話が
ございました。私の友人もやつておりますけれど
も、なかなか十分に対応はしきれないという話も
あるわけです。スリーピングという話、そこまで
はいかないにしても、なかなか対応し切れないと
いうことを考えていきますと、弁理士云々という
話じゃなくて、やはり技術の目つき、そういうふう
な人材を養成する、つくづくいく、そういうふうとも
非常に大切ではないかと思うんです。

この辺について大臣はどのような御見解をお持
ちでいらっしゃるか。

○國務大臣(堀内光雄君) 先ほどもお答えを申し
上げたのですが、このT.L.O.の場合には人材を得
るを得ないかということが一番ポイントになって
くると思います。この事業の内容としては、もち
ろん教授が来て基本的な問題に取り組めるわけで
すが、委員の御指摘のとおり、技術の内容を評価
したり、マーケティングが行え、しかもそれが
有利に販売できるかどうかとか、あるいは現時点
においてこれらの有用性があるかとか、いろんな
面での管理能力のある人間を持ってまいらない
ところの成功というのではなくいかと

して、技術移転の現状を改善するためには、T.L.O.
に対しても相当なバックアップをしていかなければ
ならないだろうというふうに考へております。そ
のためには特別認可法人である産業基盤整備基金
による支援を行つてまいりたいと考えておるわけ
であります。同時に、産業基盤整備基金を通じた
T.L.O.の活動に係る情報提供事業を本年度から開
始いたしまして、その中で、技術分野別の特許取
得の実績とか、あるいは技術移転の成功事例な
どの情報交換を行つことにいたしてまいります。
通産省としても、各T.L.O.の活動状況を適切に
フォローアップしてまいらなければならぬと考
えております。

○加藤修一君 時間がないですからちょっと一問
だけスキップします。

今回、こういうT.L.O.をつくるという中身を
最後の方にあつたように私は理解しているのです
けれども、それはともかくとして、大臣にももう一
つ質問したいわけです。

○加藤修一君 ちょっと問題の内容の発言部分が
最後の方にあつたように私は理解しているのです
けれども、それはともかくとして、大臣にももう一
つ質問したいわけです。

このT.L.O.の運営の評価、これをどうするかと
いう話なんですね。こうした事業の立ち上げの時期
というのは、やはり法律の趣旨に添つた形で運営
がされていくわけですから、何年かたつとど
うしても当初の趣旨から外れてしまふで、例えば天下
より先になつてみたり、あるいは既得権の保護のた
めに形骸化することも間々ある。こういったこと
から考えていきますと、その運営の評価をするに
当たつて数年間でサンセット方式を導入すべきだ
とか、そういういろいろな考え方があるべきだ
と思うんですけども、その辺についてどのように
お考へでしようか。

○國務大臣(堀内光雄君) このT.L.O.の制度自体
は、大学で行われた研究成果を生かしてそれぞれ
民間の活力を活用しながら技術移転を図ろうとす
るシステムでありますから、個々のT.L.O.の経営
責任主体というものは、本来当該経営主体が負う
べきものであるということになつてまいります。

しかし、T.L.O.の社会的な意義や役割も踏まえ
て、技術移転の現状を改善するためには、T.L.O.
に対しても相当なバックアップをしていかなければ
ならないだろうというふうに考へております。そ

のためには特別認可法人である産業基盤整備基金
による支援を行つてまいりたいと考えておるわけ
であります。同時に、産業基盤整備基金を通じた
T.L.O.の活動に係る情報提供事業を本年度から開
始いたしまして、その中で、技術分野別の特許取
得の実績とか、あるいは技術移転の成功事例な
どの情報交換を行つことにいたしてまいります。
通産省としても、各T.L.O.の活動状況を適切に
フォローアップしてまいらなければならぬと考
えております。

○加藤修一君 時間がないですからちょっと一問
だけスキップします。

今回、こういうT.L.O.をつくるという中身を
最後の方にあつたように私は理解しているのです
けれども、それはともかくとして、大臣にももう一
つ質問したいわけです。

このT.L.O.の運営の評価、これをどうするかと
いう話なんですね。こうした事業の立ち上げの時期
というのは、やはり法律の趣旨に添つた形で運営
がされていくわけですから、何年かたつとど
うしても当初の趣旨から外れてしまふで、例えば天下
より先になつてみたり、あるいは既得権の保護のた
めに形骸化することも間々ある。こういったこと
から考えていきますと、その運営の評価をするに
当たつて数年間でサンセット方式を導入すべきだ
とか、そういういろいろな考え方があるべきだ
と思うんですけども、その辺についてどのように
お考へでしようか。

○國務大臣(堀内光雄君) このT.L.O.の制度自体
は、大学で行われた研究成果を生かしてそれぞれ
民間の活力を活用しながら技術移転を図ろうとす
るシステムでありますから、個々のT.L.O.の経営
責任主体というものは、本来当該経営主体が負う
べきものであるということになつてまいります。

しかし、T.L.O.の社会的な意義や役割も踏まえ
て、技術移転の現状を改善するためには、T.L.O.
に対しても相当なバックアップをしていかなければ
ならないだろうというふうに考へております。そ

場がかなり違った形に進む可能性もなくはないと思ふ。非常に私は心配しているところなんですか。けれども、その辺について文部省はどうお考えですか。

○政府委員(雨宮忠君) 大変重要な御指摘でございます。

いまして、二つあったかと思うわけでございます。

一つは教育と研究との関係でございます。

大学審議会でいろいろ議論されておりますが、

大学はもとより教育も研究も一体的にやるという

ことはなっておるわけでございますが、その教

育活動、それから研究活動に対する評価、それぞ

れを比べた場合に、えてして研究活動の方が余計

に評価されるという傾きがあるのではないかとい

うことなどが指摘されておるわけでございます。

一方におきまして、進学率が現在五〇%に近づいてい

るわけでございまして、昔のように数%の一定の

層だけ相手にしておるわけでございます。一方

おきまして、進学率が現在五〇%に近づいてい

るわけでございまして、これにつきましてはやはり相対的な区分でございますが、そのうちどちらかといふと基礎的な研究の方に重きをなして評価される傾きがあるのではないか、これもまた指摘されておるわけでございます。せっかく先生が発明をしたということにおきましても、何かの立派な論文を書いたというのと比べまして必ずしも十分な評価が得られていないという指摘もされておるわけでございまして、これにつきましてはやはり相応の評価を得なければならぬという指摘があるわけでございます。

そのように、教育面の評価、それから発明と関係のあるような応用研究の評価というのも基礎研究と遜色なくそれ相応に認められるべきであると

いう考へ方が提起されておりまして、これに沿い

てそのような考え方を提示し、考えていただいて

いるところでございます。

○加藤修一君 終わります。

○梶原敬義君 持ち時間が十分でありますので、

意見を申し上げ、答弁されるときは簡単に要領よ

くしていただきたいと思います。

最初に、特許法等の一部を改正する法律案につ

いてございますが、これは特許権等の権利の保

護強化、知的財産権の保護強化ということが一つ

であるし、創造的デザインの保護強化、あるいは

特許料の引き下げ、こういうことですから全く賛

成でありますし、早く実施に移していただきたい

と思うのであります。

先ほど審査処理の促進についてお話をありまし

た。私も商工委員会は長いのですが、ペーパーレ

ス化のときから何回か特許法改正に立ち会つたん

ですが、当時、在庫といいますか未処理の分がど

んどんたまつて大変国際問題になりました。そ

れが今二十二カ月、そしてこれは二〇〇〇年には

十二カ月。

そして、大臣が言われましたように、近い将来

にはリアルタイムで処理するということ、本当に

もう一点は、研究活動のうちで、今先生御指摘

の基礎的な研究、それから応用的な研究、その辺

は相対的な区分でございますが、そのうちどちら

かといふと基礎的な研究の方に重きをなして評価

される傾きがあるのではないか、これもまた指摘

されておるわけでございます。せっかく先生が発

明をしたということにおきましても、何かの立派

な論文を書いたというのと比べまして必ずしも十

分な評価が得られていないという指摘もされてお

るわけでございまして、これにつきましてはやはり相応の評価を得なければならぬという指摘があるわけでございます。

そのように、教育面の評価、それから発明と関

しまして、私どもといたしましても大学に対しましても、そのような考え方を提示し、考えていただいて

いるところでございます。

○梶原敬義君 持ち時間が十分でありますので、

意見を申し上げ、答弁されるときは簡単に要領よ

くしていただきたいと思います。

最初に、特許法等の一部を改正する法律案につ

いてございますが、これは特許権等の権利の保

護強化、知的財産権の保護強化ということが一つ

であるし、創造的デザインの保護強化、あるいは

特許料の引き下げ、こういうことですから全く賛

成でありますし、早く実施に移していただきたい

と思うのであります。

先ほど審査処理の促進についてお話をありまし

た。私も商工委員会は長いのですが、ペーパーレ

ス化のときから何回か特許法改正に立ち会つたん

ですが、当時、在庫といいますか未処理の分がど

んどんたまつて大変国際問題になりました。そ

れが今二十二カ月、そしてこれは二〇〇〇年には

十二カ月。

そして、大臣が言われましたように、近い将来

にはリアルタイムで処理するということ、本当に

もう一点は、研究活動のうちで、今先生御指摘

の基礎的な研究、それから応用的な研究、その辺

は相対的な区分でございますが、そのうちどちら

かといふと基礎的な研究の方に重きをなして評価

される傾きがあるのではないか、これもまた指摘

されておるわけでございます。せっかく先生が発

明をしたということにおきましても、何かの立派

な論文を書いたというのと比べまして必ずしも十

分な評価が得られていないという指摘もされてお

るわけでございまして、これにつきましてはやはり相応の評価を得なければならぬという指摘があるわけでございます。

そのように、教育面の評価、それから発明と関

いくかないかにすべてがかかるつているわけであります。

○梶原敬義君 持ち時間が十分でありますので、

意見を申し上げ、答弁されるときは簡単に要領よ

くしていただきたいと思います。

最初に、特許法等の一部を改正する法律案につ

いてございますが、これは特許権等の権利の保

護強化、知的財産権の保護強化ということが一つ

であるし、創造的デザインの保護強化、あるいは

特許料の引き下げ、こういうことですから全く賛

成でありますし、早く実施に移していただきたい

と思うのであります。

先ほど審査処理の促進についてお話をありまし

た。私も商工委員会は長いのですが、ペーパーレ

ス化のときから何回か特許法改正に立ち会つたん

ですが、当時、在庫といいますか未処理の分がど

んどんたまつて大変国際問題になりました。そ

れが今二十二カ月、そしてこれは二〇〇〇年には

十二カ月。

そして、大臣が言われましたように、近い将来

にはリアルタイムで処理するということ、本当に

もう一点は、研究活動のうちで、今先生御指摘

の基礎的な研究、それから応用的な研究、その辺

は相対的な区分でございますが、そのうちどちら

かといふと基礎的な研究の方に重きをなして評価

される傾きがあるのではないか、これもまた指摘

されておるわけでございます。せっかく先生が発

明をしたということにおきましても、何かの立派

な論文を書いたというのと比べまして必ずしも十

分な評価が得られていないという指摘もされてお

るわけでございまして、これにつきましてはやはり相応の評価を得なければならぬという指摘があるわけでございます。

そのように、教育面の評価、それから発明と関

て先ほど加藤先生から質問がありましたが、兼職のものについては政策的な支援を幾つかやる。その政策的な支援の中に一つは二千万円を限度に産業基盤整備基金から補助金、助成金を出す、一方では債務保証を行う、こういう内容になつております。これらは大体大筋においてそう問題はないと思うんです。

申し上げたいのは、三ヵ月後に実施をしようか

というものの対して、少なくとも国会で審議をするときに指針案ぐらいは、指針の中身について

我々に知らせてくれないとなかなか審議がしにく

いわけです。役所の悪い癖で、あとは私たちに任せてくれないと。法律をつくるときはアウトライ

ンを示して、あとは全部政令や省令や何かに移し

ていくという形にして、役所は非常にルーズなど

ころがあるんです。そういう点はぜひ反省をして

もらいたいと思います。

そこでお尋ねしますが、TLOといふのは、株

式会社を想定しているのか、あるいは特殊法人み

たいな形のものを想定しているのか。私立大学と

公立大学との違いもあるでしょうが、それが一つ

特許特別会計という独立採算でみずから力でや

られた、あるいはそういう方向に進んでいるとい

うことは大変感銘を受けましたし、よく聞いてみ

ますと立派なことが進んでいるな、このように

思っています。我々もその当時は特許庁に行って書類

の山を見たんですけど、今度はパソコンで処

理ができる、出願ができると、そういう状況とい

うのをまた一度見させていただきたいと思ってお

ります。ぜひさらに頑張っていただきたいと思ってお

ります。せひさらに頑張っていただきたいと思ってお

ります。

○政府委員(元崎信吾君)

TLOの事業の形として

どういうものを考へているかお話をござい

ました。

まず、大学の中に置かれるか外に置かれるかで

あります。

以上、質問をして、大臣から一番最後に決意だ

けお伺いして、終わりたいと思います。

○政府委員(元崎信吾君) TLOの事業の形としてどういうものを考へているかお話をございました。

まず、大学の中に置かれるか外に置かれるかで

あります。

いいことですが、これはどちらもあり得るとい

うことです。これは柔軟性、そういうことを考へますと、日本においては学外の組織で置かれるというこ

とでは大学の学内の組織で置かれているものが多い

わけですが、その移転する事業の効率性あ

るいは柔軟性、そういうふうに思つてお

ります。

○政府委員(元崎信吾君) どういふうに思つてお

ります。

まず、大学の中に置かれるか外に置かれるかで

あります。

いいことですが、これはどちらもあり得るとい

うことです。これは柔軟性、そういうことを考へますと、日本においては学外の組織で置かれるとい

うことです。これは柔軟性、そういうふうに思つてお

ります。

事業を行いますので個人という格好ではぐあいが

悪いといふふうに思つておりまして、法人格を

持つてある必要があると思つております。一番多

いのは恐らく株式会社形態だと思いますが、その

ほかあり得るものとしては、公益法人的なものも

あります。

それから学校法人自身が直接

行うというケースももちろん認めていいとい

うに思つております。

○政府委員(元崎信吾君) 一二点目と三點目につきま

してお答え申し上げます。

教授会の議決が要るかどうかということでございます。この法案で議決が要るというには書いてございません。教授会につきましては、御案内のように大学の自主的な運営ということとございまして、教授会としてどんなことを議決事項にするかどうか、これにつきましてはそれぞれの大学の教授会の判断ということになります。

ただし、TLの設置といふことにつきましては、産学連携という広い立場から非常に大きな問題の中ですでTLの位置づけられるかどうかということは、教

授会の議決事項云々はさておいたといたしましても、大学として、組織としてきちんとした対応を図らなきやならないというように考えております。

それから三番目のお尋ねで、収入の点でござります。これにつきましては、昨年四月以来の扱いといたしまして、兼業に対する報酬の額が社会通念上合理的なものであれば構わないと、こういうことにいたしております。

○国務大臣(堀内光雄君) 総括的に私の所感をとお話しでござりますので申し上げます。委員の御指摘のとおり、独創的なあるいは基礎的な研究といふものは我が国の将来にとって極めて重要なものでありますし、科学技術基本計画においても「基礎研究を中心となつて担うべき大学、国立試験研究機関等における研究の重要性」が指摘をされているところでございます。私どもとしても、独創的な基礎的研究は新産業の創出に貢献するものであるというふうに考えております。

同時に、このTLの将来というものを考えますと、委員も御存じのよう、米国で八〇年以降にこうしたTLが設置されました大学において、スタンフォード大学などがマサチューセッツ工科大学などに代表されるように、大学の研究成果といふものを活用された企業が飛躍的に伸展をいたしておりますし、これが新規産業創出の原動力になつてアメリカ経済の活性化に大きく寄与

しているということも事実でございます。

アメリカと日本とは全く違う面もござりますが、これから日本の将来の産業を担う意味で一つの大変大きな意義を持つものというふうに考えて、これの積極的な推進に向けての努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○梶原敬義君 文部省、社会通念上なんということでこの問題はちょっと片づけられないと思つんだ。少しまとめましては、発明あるいは特許といふふうに思つております。

○山下芳生君 まず、大学等技術移転促進法案について伺います。

私は、国立大学、国立試験研究機関の研究成果は基本的に、成果を上げた研究者のものであるとともに、同時に、国民共通の財産であると思います。したがつて、その利用に当たっては、必要とする国民がひとしく利用できるものでなければならないと思ひます。この点、いかがでしょうか。

○政府委員(雨宮忠君) 今御指摘のように、大学でさまざまな研究が行われておりますが、その研究結果というのは例え論文というような形で世の中に公表されるわけでございまして、そのこと自体、いわばだれもがアクセスし得る、そういう財産という形になつていることが多いわけでございます。

しかし、もう一方におきまして、特に応用研究の分野におきまして研究の成果から発明というのが出てくる場合があるわけでございます。この発明につきましては、発明から特許化されるということを通じて権利化されそれが保護されるという仕組みもあるわけでござります。したがいまして、兩様の保護のされ方があるというのが実態ではなかろうかというふうに考えております。

○山下芳生君 質問とちよつとずれているんですけど、国民共通の財産であるから利用は国民がひとしくできるものでなければならぬんじゃないの。だからいたしましてかなりの差があるのでなかろ

うかということ。

それから、著作権の対象としております著作物の性格でございますが、著作物が生み出される場として大学といふものは特異な立場にある。特異などいうのはちょっと難しい表現でございますが、要するに特許といふのは技術の問題である、技術を生み出すポテンシャルを持つているものとがですか。

○政府委員(雨宮忠君) 広い意味におきましては、研究成果といふのは何らかの形で利用される

わけでござりますので、そういう意味では先生おっしゃるとおりでございます。

ただし、その中にございましては、発明あるいは特許といふ形態でそれが商品化されるプロセスを通じて世の中に利用される、あるいは広い意味でございます。

○山下芳生君 しかし、その機会はひとしく開かれておらなければならないという点は当然だと思います。

○山下芳生君 しかし、その機会はひとしく開かれておらなければならぬという点は当然だと思います。

今回の法案では、移転事業の対象というのは基本的には工業所有権のみとなつておりますけれども、なぜそれ以外の研究成果、例えば著作権や独占的な権利を付与しない研究成果など、広い意味での研究成果の移転を考えていませんのか、御説明願えますか。

○政府委員(雨宮忠君) 特許権につきましては、御案内のように、極めて産業活動における実用化ということが念頭に置かれて仕組まれている制度であるわけでございます。もう一方におきまして、著作権制度のお話がございましたけれども、これはいわば知的所有権といふ意味におきましては共通の面はござりますけれども、学術論文やあるいは著作などの表現物を文化振興の観点から幅広く保護しようというものでございまして、その形式につきましても御案内のように無方式主義といふことでもございます。また一般に、これはすべてとは申しません、特許と比べまして、産業活動のかかわりというのは、かかる程度といふことになります。

したがつて、権利は発明者に残しておいて、通常実施権のみを設定するというやり方の方がいいのではないかと思つんでいますが、いかがでしようか。

○政府委員(佐藤社郎君) ただいま御指摘ございましたように、國の研究開発の普及といふ点に関しては、特許権だけではなくて論文、それから学会等による発表もあるわけです。

特許権につきまして申し上げれば、決して権利の譲渡だけに限らうということではありませんで、そのほかに、従来やってきましたように通常実施権の許諾あるいは専用実施権の設定も今後とも続けていくということで、そういう普及の選択

して大学が非常に高く期待されている、そういう意味合いとの関連で申したわけでございます。

それらのさまざま遠いがあるということで、今回この法案では、発明が商品化されるその過程を重視する、それに着目するということにポイントを当てているということで、特に掲げていないわ

けでござります。

○山下芳生君 その工業所有権の移転のあり方でありますけれども、想定されているのは、特許権ないし特許を受ける権利を譲渡する、承認事業者、TLに譲渡というものが基本的な移転のあります。

○政府委員(雨宮忠君) TLができました場合に、契約によって権利がどのような具体的な形になりますかということが決められていくわけでございます。

○山下芳生君 私は譲渡というのも非常に主要な形態になるであろうと説明を聞いて判断しているわけですが、大学の研究成果を民間企業が活用すること自体、私も問題だと言つてゐるわけではございません。ただ、譲渡といふことになりますと、これは研究成果を譲渡された者しか使えないことになります。これは国民共の財産の取り扱いとしてはふさわしくないのではないかといううえでございます。

○山下芳生君 私は譲渡といふのも非常に主要な形態になるであろうと説明を聞いて判断しているわけですが、大学の研究成果を民間企業が活用すること自体、私も問題だと言つてゐるわけではございません。ただ、譲渡といふことになりますと、これは研究成果を譲渡された者しか使えないことになります。これは国民共の財産の取り扱いとしてはふさわしくないのではないかといううえでございます。

○山下芳生君 私は譲渡といふのも非常に主要な形態になるであろうと説明を聞いて判断しているわけですが、大学の研究成果を民間企業が活用すること自体、私も問題だと言つてゐるわけではございません。ただ、譲渡といふことになりますと、これは研究成果を譲渡された者しか使えないことになります。これは国民共の財産の取り扱いとしてはふさわしくないのではないかといううえでございます。

がゆがめられるおそれがあるのではないかと私は
危惧しております。先ほどの答弁を聞きまして、
余計その危惧の念を強く持ちました。

評価を高めていこうという、それが目的なんだよとおっしゃいましたけれども、今でもそういうふうにだんだんシフトされつつあるのではないかといふ声が大学研究者の中からも出ている中で、私も今答弁を開きまして、このシステムが導入されることによって余計そういう危険が広がるんじゃないかなあと心配を抱いていたわけです。先ほどの答弁は私はそういう点ではちょっと納得できないんですが、本当にそれでいいんでしょうか。大学の研究が基礎的な研究から応用的な研究に移っていく、それを促進していくといった文部省の姿勢、それについての気がどうか。

されはやはり尊重しなきやならぬといふことはやうござります。

私どもとして、この法案を通じて、あるいはこの法案に限らずございますけれども、応用研究の方を余計に振興していくとかということを考えているわけではございません。基礎研究も大事でございまして、応用研究も大事である、こういうように考えております。

○山下芳生君 しかし、それは理念としてはわからんのですけれども、実際、研究費が、パイが小さくなっている中で、このTLIOを利用すれば何らかの研究費が大学に還元されるということになれば、そういう研究にシフトしていくのは、これはやはり危険性としては排除できないんじゃないかなというふうな危惧しているわけです。

最後に改めて伺いますけれども、この事業の中で大学の自治や研究の自主性がどのように確保されるのか、例えば実施計画の中でのこの点が具体的

明を探し出すために極めて重要な情報であります。これを特許庁自身が作成しなくて大丈夫なんでしょうが、

○政府委員(荒井壽光君) 御指摘のとおり、要約書は極めて大事なものでございまして、それを的確に調査をしていくということで、この業務を指定調査機関にお願いしようと思つておりますが、法律上科学技術に関する一定水準以上の能力を求めておりますし、さらに必要な研修もしていただくという法律上の手当でもなされておりますので、そういう指定機関に委託をしても的確に業務が遂行していただけると思っております。

○山下芳生君 一〇〇五年特許行政ビジョンの中でも、積極的なアウトソーシングとして、先行技術調査、いわゆるサーチの外注件数を拡大するでありますとか、外注分野を拡大するということが強調されております。

厳密で幅の広いサーチというのは権利を確定す

いう社会的な要請にこたえていきたいということをございます。そのための一つの仕事としてサチという仕事があるわけでござりますが、先行技術に関する調査について定型的に行なうことが可能ななものについては外部の力を貸していただきたいということをございます。ただ、最終的に特許といふものは国としての判断が必要でございますので、もちろん最終的な判断は特許局の中の審査官が行う、こういう仕組みは変えないでやつていうと思つております。

○山下芳生君 定型的な部分とおっしゃいますけれども、それは独立して切り離された仕事ではないわけです。最終的に国が権利を付与する、そのために必要な重要な過程なんです。やはり責任ある使命感を持つた方がその過程をきちんとされることが最終的には国民に対しての責任だというふうに私は理解しているわけです。

最後に、通産大臣に、特許法の改正に当たって、

明を探し出すために極めて重要な情報をあります。これを特許庁自身が作成しなくて大丈夫なんでしょうか。

○政府委員(荒井寿光君) 御指摘のとおり、要約書は極めて大事なものでございまして、それを的確に調査をしていくということで、この業務を指定調査機関にお願いしようと思つておりますが、法律上科学技術に関する一定水準以上の能力を求めておりますし、さらに必要な研修もしていただくという法律上の手当でもなされておりますので、そういう指定機関に委託をしても的確に業務が遂行していただけると思っております。

○山下芳生君 一〇〇五年特許行政ビジョンの中でも、積極的なアウトソーシングとして、先行技術調査、いわゆるサーチの外注件数を拡大するでありますとか、外注分野を拡大するということが強調されております。

厳密で幅の広いサーチというものは権利を確定する上で極めて重要な過程でありまして、国として権利を付与する、特許庁自身が責任を持って行うことが私は前提であるというふうに思います。これを安易に外注化することは許され得べきではないと思うんです。ましてや権利範囲の確定でありますとか技術情報の検索のキーになる分類付与、これまででも外注化し、特許庁の審査や審判の形骸化につながるような事態になるとすれば、これは一層見過できないというふうに思うわけですが、この点いかがですか。

○政府委員(荒井寿光君) 今御指摘ございましたが、一〇〇五年特許行政ビジョン、科学技術創造立国に向かつて日本としてもしつかり特許も果たしていかなきいかぬという社会的な要請にこたえていこうと思っています。

その要請の中で極めて強い要請は、審査期間を短くしてほしい、技術の陳腐化の時代でございまして早くしてほしいという要請を受けておりまます。そういう観点から、私ども、中でできるものについては一生懸命やりますが、中でできないものについては外部の方、民間の力を貸していただいてそ

○山下芳生君 定型的な部分とおっしゃいますけれども、それは独立して切り離された仕事ではないわけです。最終的に国が権利を付与する、そのために必要な重要な過程なんです。やはり責任ある使命感を持った方がその過程をきちっとされることが最終的には国民に対しての責任だというふうに私は理解しているわけです。

最後に、通産大臣に、特許法の改正に当たって、私が今申しましたことも含めて御見解を伺つて、質問を終わります。

○國務大臣(堀内光雄君) 知的財産権の重要性といふものは、委員の御指摘のとおり、非常に高まっている状態でございますし、研究成果についても早期に権利設定を行つていくことと同時に保護をしていくことが重要だというふうに思つております。それがまた新規産業の創出だと大競争時代への対応といった観点からも非常に重要視されてきていると考えております。

同時に、早期の権利設定ということに基づいてのアウトソーシングとかサーチの問題とかいうことを今御指摘いただきましたけれども、外注によって行なわれますサーチについても、審査官が行なう場合と同等に出願の内容に十分に適合した範囲を対象として適切なサーチが行なわれているものと、すべての面において万全を期してまいりたいと考えておりますので、その点は御理解を賜りました

び確保に努めること。

四、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するための措置がとられることにより、いやしくも基礎研究に対する取組が軽視されることのないよう、十分に注意すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) ただいま平田健二君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉村剛太郎君) 多数と認めます。よつて、平田健二君提出の附帯決議案は多數をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。堀内通商産業大臣。

○国務大臣(堀内光雄君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、特許法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

畠恵君から発言を求められておりますので、これを許します。畠恵君。

○畠恵君 私は、ただいま可決されました特許法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、新党さきがけの各派及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたし

ます。

案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、知的財産権の侵害訴訟の解決の迅速化を進め、権利の保護強化を図るため、文書提出命令の拡充、計算鑑定人制度の創設等、訴訟手続きの見直しについて引き続いだ検討を行ない、早急に結論を得るよう努めること。

二、工業所有権制度の国際調和的重要性にかんがみ、特許制度の調和を目的とする特許法条約の制定に最大限の努力を払い、商標の国際登録制度への加盟についても、その実現に積極的に取り組むこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(吉村剛太郎君) ただいま畠恵君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 全会一致と認めます。

よつて、畠恵君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(吉村剛太郎君) 次に、特許法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉村剛太郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

畠恵君から発言を求められておりますので、これを許します。畠恵君。

○畠恵君 私は、ただいま可決されました特許法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、新党さきがけの各派及び各派に属しない議員椎名素夫君の共同提案による附帯決議案を提出いたし

ます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(吉村剛太郎君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

第一二五六号 平成十年四月八日受理
景気回復のための積極的な経済対策に関する請願 請願者 長野県諏訪郡下諏訪町小湯の上

紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第一二四四号と同じである。

四月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願(第一二四四号)(第一二五六号)

一、景気回復のための積極的な経済対策に関する請願(第一二四四号)(第一二五六号)

第一一七一号 平成十年四月三日受理

第一一七二号 平成十年四月三日受理

第一一七三号 平成十年四月三日受理

第一一七四号 平成十年四月八日受理

第一一七五号 平成十年四月八日受理

第一一七六号 平成十年四月八日受理

第一一七七号 平成十年四月八日受理

第一一七八号 平成十年四月八日受理

第一一七九号 平成十年四月八日受理

第一一七一號 平成十年四月三日受理

第一一七二號 平成十年四月三日受理

第一一七三號 平成十年四月三日受理

第一一七四號 平成十年四月三日受理

第一一七五號 平成十年四月三日受理

第一一七六號 平成十年四月三日受理

第一一七七號 平成十年四月三日受理

第一一七八號 平成十年四月三日受理

第一一七九號 平成十年四月三日受理

第一一七一號 平成十年四月三日受理

第一一七二號 平成十年四月三日受理

第一一七三號 平成十年四月三日受理

第一一七四號 平成十年四月三日受理

第一一七五號 平成十年四月三日受理

第一一七六號 平成十年四月三日受理

平成十年五月七日印刷

平成十年五月八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F